昭和五十一年農林省令第二十四号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則

漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第三条第一項及び漁業再建整備特別措置法施行令(昭和五十一年政令第百三十二号)第三条第一項の規定に基づき、漁業再建整備特別措置法施行規則を次のように定める。

(改善計画の認定の申請)

- 第一条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(以下「法」という。)第四条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第一号による申請書を提出してするものとする。
- 2 法第四条第一項ただし書の代表者は、三名以内とする。

(農林水産大臣が行う改善計画の認定に係る業種)

- **第二条** 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(以下「令」という。)第二条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。
 - 一 遠洋底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号。以下「漁業許可省令」という。) 第二条 第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)
 - 二 かつお・まぐろ漁業 (漁業許可省令第二条第十二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。) のうち総トン数百二十トン以上の動力漁船によるもの

(改善計画の変更の認定の申請)

第三条 令第三条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第二号による申請書を提出してするものとする。

(再建計画の認定の申請)

第四条 法第五条第一項の規定による認定の申請は、申請者が構成員となつている法第八条第一項の農林水産大臣が指定する法人の意見書を添付してするものとする。

(再建計画の変更の認定の申請)

第五条 前条の規定は、令第五条第一項の認定の申請に準用する。

(漁業の整備を行うことが必要である業種)

- 第六条 令第六条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。
 - 一 沖合底びき網漁業(漁業許可省令第二条第一号に掲げる漁業をいう。)のうち、北緯四十三度の線以北、東経百三十九度の線以東の 太平洋の海域を操業区域とするもの
 - 二 以西底びき網漁業 (漁業許可省令第二条第二号に掲げる漁業をいう。)
 - 三 遠洋底びき網漁業のうち、ニュージーランドの地先沖合において操業するもの
 - 四 大中型まき網漁業 (漁業許可省令第二条第七号に掲げる漁業をいう。) のうち、北緯二十一度の線以北、東経百四十度の線以東、東経百七十九度の線以西の太平洋の海域 (オホーツク海及び日本海の海域を除く。) を操業区域とするもの、北緯二十一度の線以北、東経百三十二度の線以東、東経百三十五度の線以西の太平洋の海域 (日本海の海域を除く。) を操業区域とするもの並びに島根県と山口県の最大高潮時海岸線における境界点北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を操業区域とするもの
 - 五 かつお・まぐろ漁業 (総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。)
 - 六 中型さけ・ます流し網漁業 (漁業許可省令第二条第十三号に掲げる漁業をいう。)
 - 七 小型さけ・ます流し網漁業(漁業許可省令第七十条第四号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)のうち、日本海の海域のみを操業区域 とするもの
 - 八 中型いか釣り漁業 (総トン数三十トン以上二百トン未満の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいい、次 号に掲げるものを除く。)
 - 九 ニュージーランドいか釣り漁業 (ニュージーランドの地先沖合において総トン数百三十九トン以上の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。)
 - 十 東シナ海はえ縄漁業(北緯二十八度の線以北、東経百二十五度の線以東、東経百二十七度の線以西の東シナ海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用してあまだい又はふぐをとることを目的とする漁業をいう。)
 - 十一 小型さけ・ます流し網漁業のうち、第七号に掲げるもの以外のもの

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日農林水産省令第一〇八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二六日農林水産省令第五四号)

この省令は、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年七月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日農林水産省令第四八号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三〇日農林水産省令第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日農林水産省令第二五号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)

(施行期日)

- 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。 (経過措置)
- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年七月八日農林水産省令第四九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- **第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年一一月一日農林水産省令第六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月一五日農林水産省令第一三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年三月三十一日までの間、別記様式第1号(記載要領)3中「分かる書類又は」とあるのは「分かる書類若しくは資源管理計画(国又は都道府県の確認を受けているもの)又は」とする。

別記様式第1号(第1条関係)

改善計画認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿 (農林水産大臣)

> 住 所 名称及び代表者の氏名 (個人の場合は氏名)

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)第4条第1項の 規定に基づき、別紙の改善計画について認定を受けたいので申請します。

(記載要領)

申請者は、以下の要領に従って、漁業経営の改善に関する計画(以下「改善計画」という。)の必要事項を記載すること。

- 1 記載すべき別紙の種類
 - ① 漁業者が単独で改善計画を作成する場合には、別紙1、3、4、5、7及び8に記載すること。
 - ② 漁業者が共同で改善計画を作成する場合には、別紙1及び3にすべての漁業者について取りまとめて記載するとともに、別紙4、5、7及び8に漁業者ごとに記載すること。
 - ③ 漁業協同組合等(法第4条第1項に規定する漁業協同組合等をいう。以下同じ。)が単独で改善計画を作成する場合には、別紙2、3、6、7及び8に記載すること。
 - ④ 漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、別紙2及び3にすべての漁業協同組合等について取りまとめて記載するとともに、別紙6、7及び8に漁業協同組合等ごとに記載すること。
 - ⑤ 漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、別紙2及び3にすべての参加者について取りまとめて記載するとともに、別紙4、5、7及び8に漁業者ごとに、また、別紙6、7及び8に漁業協同組合等ごとに記載すること。

2 記載事項

- (1) 漁業経営の改善の目標(法第4条第2項第1号)
 - ・ 別紙1又は2の「漁業経営の改善の目標」の欄に記載すること。
- (2) 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標(法第4条第2項第2号)
 - ・ 別紙1又は2の「経営の向上の程度を示す指標」の欄に記載すること。
 - ・ 「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」及び「従業員一人当たりの付加生産額」の欄については、別紙4の⑪、⑫、⑭及び⑮の数字を基にしていずれかを記載するとともに、改善計画の目標とする指標にレ印を付すこと。
 - ・ 「補助的指標」の欄については、「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業 員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」に加えて、 これら以外の補助的な指標により経営改善の目標を設定し、その効果を測定しよう とする申請者のみが記載すること。記載する場合には、指標の名称、定義、計算方 法及び設定理由を記載した書面を添付すること。
- (3) 漁業経営の改善の内容及び実施時期(法第4条第2項第3号)

- ・ 別紙1又は2の「具体的な取組」の欄並びに別紙3、4及び8に記載すること。
- ・ 「具体的な取組」の欄については、改善計画の対象となる取組全てにレ印を付す こと。
- (4) 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法(法第4条第2項第4 号)
 - ・ 別紙7に記載すること。
- 3 その他記載に当たっての注意事項

別紙1又は2の記載については、以下の点に注意すること。

- ・ 「改善計画の類型」の欄については、改善計画の三類型のうち、いずれか一つに レ印を付すこと。「一般型」を選択する場合は、レ印に加え、()内の該当する取組 に○を付すこと。
- ・ 「申請者名」の欄については、共同で改善計画を作成する場合には代表者の住所、 名称及び代表者の氏名(個人の場合は、住所及び氏名)を記載すること。

また、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、改善計画に参加する全ての漁業者又は漁業協同組合等について、住所、名称及び代表者の氏名並びに連絡先(個人の場合は住所、氏名及び連絡先)を記載した参加者名簿を添付すること。

- ・「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、いずれかにレ印を付し、 自らの取組の概要(休漁、養殖密度の遵守等)を記載すること。ただし、その他を選 択する場合は、漁獲量の大部分が漁業法(昭和24年法律第267号)第8条第3項に規定す る漁獲割当てにより管理されていることが分かる内容又は同法第60条第2項に規定 する区画漁業権に基づかずに営んでいる養殖業の内容を()内に記載し、取組の概要 は記載しないこと。また、資源管理又は漁場改善にレ印を付す場合は、漁業法第124 条第1項の協定及び当該協定が同項の認定を受けていることが分かる書類又は持続 的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第4条第1項の漁場改善計画及び当該計画が 同項の認定を受けていることが分かる書類を添付すること。
- ・ 「実施体制」の欄については、地域連携型の改善計画を作成し、浜プラン等に基づく取組を実施する場合に、当該浜プラン等の名称、所得向上の目標値及び連携の内容を記載するとともに、当該浜プラン等(国の承認を受けているもの)を添付すること。

また、大学、試験研究機関、企業等と連携して漁業経営の改善のための措置を実施する場合に、連携先の住所、名称及び代表者の氏名(個人の場合は、住所及び氏名)並びに連携の内容を記載すること。

・ 「漁業に関する法令の遵守」の欄については、改善計画の実施に当たって、漁業 に関する法令を遵守する必要があることを確認し、レ印を付すこと。

4 用紙

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

5 その他

それぞれの別紙について記入欄が足りない場合には、別に必要事項を記載したものを 添付することとしても差し支えない。

(別紙1)

漁業経営の改善に関する計画

改善計画	面の類型	申 請 者 名					
□一般型(新規事業の等法の導入、新たな資源配慮した事業活動の実の導入・販路の開拓、業者との連携強化、その可能の対象を表している。	原管理の実施、環境に 尾施、新たな販売手法 組織再編又は他の事						
資源管理又は漁場	湯改善の取組概要	実 施 体 制					
□資源管理、□漁場改	ズ善、□その他()						
具体的	な取組	営む漁業の概要					
□漁船その他の施設の 合理化、□経営管理の							
漁業に関する法令の遵	守						
□漁業に関する法令の	遵守						
	漁業経営の	改善の目標					
経営の向上の程度を 示す指標	現状(千円)	計画終了時の目標値(千円) 及び伸び率(計画期間)(%)					
□減価償却前利益、 □付加生産額、□従 業員一人当たりの減 価償却前利益、□従 業員一人当たりの付 加生産額		伸び率 %(年 月~ 年 月)					
補助的指標							
名 称	計算式	現 状 計画終了時の目標値及び 伸び率(計画期間)(%)					
		(年月~年月)					
		(年月~年月)					

(別紙2)

漁業経営の改善に関する計画

改善書	計画の類型	申 請 者 名			
法の導入、新たな資配慮した事業活動の導入・販路の開拓	の実施、新たな技術・ 資源管理の実施、環境 の実施、新たな販売手 石、組織再編又は他の その他)、□地域連携	に 法 事			
資源管理又は流	魚場改善の取組概要	実 施 体 制			
□資源管理、□漁場	場改善、□その他(
具体	的な取組	構成員の営む漁業の概要			
	投の整備、□生産方式 里の合理化、□その他				
漁業関係法令の遵守	于				
□漁業関係法令の選	善守				
	構成員の漁業経営	の改善を推進する必要性			
	漁業経営	の改善の目標			
	構成員の漁業経	営の改善に与える効果			
経営の向上の程度を 示す指標	を 現状(千円)	計画終了時の目標値(千円) 及び伸び率(計画期間)(%)			
□減価償却前利益、 □付加生産額、□1 業員一人当たりの泊価償却前利益、□1 業員一人当たりの何加生産額) (成) (注	伸び率 %(年 月~ 年 月)			
補助的指標					
名 称	計 算 式	現 状 計画終了時の目標値及び 伸び率(計画期間)(%)			
		(年月~年月)			
		(年月~年月)			

(別紙3)

実施計画

実施計画	븨				-		
番号	実	施	項	Ħ	実施時期	自己評価基 準	自己評価 頻 度

(別紙4)

経営計画 漁業者名

会計年度(月日~月日)

(単位:千円)

/思	美 有名			会計*	中度(月	日~ 月 日	1)			(単/	位:十円)
		2年前 (年度)	1年前 (年度)	直近期末 (年度)	3 カ 年 平 均	1年後 (年度)	2年後 (年度)	3年後 (年度)	4年後 (年度)	5年後 (年度)	合計
1	売上高										
	うち水揚高										
2	売上原価										
3	売上総利益(①-②)										
4	販売費及び一般管理費										
(5)	営業利益(③-④)										
6	営業外損益										
7	経常利益(⑤+⑥)										
8	人件費										
9	減価償却費										
10	従業員数										
11)	付加生産額 (⑤+⑧+⑨)										
12	従業員一人当たりの付 加生産額(⑪/⑩)										
(13)	設備投資額										
(14)	減価償却前利益(⑤+⑨)										
(15)	従業員一人当たりの減 価償却前利益(個/⑩)										

(別紙5)

貸借対照表 漁業者名

(単位:千円)

資	産	の 普	ß		負 債	・資本	この 部	
	2 年 前 (年 月期)	1 年 前 (年 月期)	直近期末 (年月期)			2 年 前 (年 月期)	1 年 前 (年 月期)	直近期末 (年月期)
流動資産				济	動 負 債			
現金・預金					買掛金・未払金			
売掛金・未収金					短期借入金			
その他					その他			
固定資産				固	定 負 債			
建物・構築物					長期借入金			
船舶					釣払			
漁具・船具					その他			
土地				資	本			
無形固定資産					資本金・元入金			
その他					準備金・積立金等			
繰延資産					当期未処分利益			
合 計					슴 計			

(別紙6)

会計年度(月日~月日)

経 営 計 画 漁業協同組合等の名称 (単位:千円) 1年後(年度) 2年後(年度) 2 年 前 (年度) 1 年 前 (年度) 直近期末 (年度) 3 年 後 (年度) 4 年 後 (年度) 5 年 後 (年度) 合 計 取扱高 2 事業総利益 3 事業管理費 4 事業利益②-③ (5) 事業外収益 6 事業外費用 7 経常利益④+⑤-⑥ 8 特別損益 9 税引前当期利益⑦+⑧ 10 法人税等充当額 税引後当期剰余金 11) 前期繰越剰余金 当期未処分剰余金 ⑪+⑫ 13) <u>(14)</u> 設備投資額

(別紙7)

資 金 計 画 漁業者又は漁業協同組合等の名称

(単位:千円)

	1 年 目 (年度)	2 年 目 (年度)	3 年 目 (年度)	4 年 目 (年度)	5 年 目 (年度)	合 計
株式会社日本政策金融公庫						
漁業経営改善支援資金 (経営改善)						
(うち設備(漁船))						J
(うち設備(漁船以外))						
(うち漁具取得)						
(うち長期運転資金)						
(うち共同利用施設) その他						
(資金名)						
その他						
(資 金 名) 民間金融機関						
(金融機関名)						
漁業近代化資金						
漁業経営改善促進資金						
その他 (資金名)						
その他 (資金名)						
自己資金						
その他						
合 計						
うち設備資金						
うち運転資金						

(別紙8)

(単位:千円)

設備投資計画

漁業者又は漁業協同組合等の名称

番号	漁船(トン数、性能等)・施設名(導入年度)	単 価	数量	合計金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
			合計	

別記様式第2号(第2条関係) (平14農水令54・追加、令元農水令10・令2農水令83・一部改 正)

改善計画変更認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿 (農林水産大臣)

住所

名称及び代表者の氏名 (個人の場合は氏名)

年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(昭和51年政令第132号)第3条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項
- 変更事項の内容 (記載要領)
- 1 共同で改善計画を実施する場合には、当該改善計画の代表者の名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。